

1. 事業概要

事業名称『今こそ7**5**15（ナゴイコ）キャンペーン』

※名護市の75と市政51周年の数値をアレンジしたキャンペーン名称

目的：幅広い業種への影響が波及する観光関連事業者（宿泊事業者、体験事業者、観光施設事業者等）の新型コロナウイルスまん延からの事業早期回復を図る為、各事業者が連携し相乗効果の高い実施スキームを構築することで、市内経済回復の契機とする。

主宰：（公財）名護市観光協会

事業期間：令和3年10月1日（金）～令和4年3月31日（木）

※上記期間の内、実施期間は令和3年11月1日（月）～令和4年2月28日（月）

体験支援事業は令和4年2月28日利用分まで

※実施条件として、新型コロナウイルス感染状況に対し、行動制限緩和となった前提での事業開始を予定。状況により、期間の変更、短縮となる場合があります。

2. 事業内容及び参画条件

●OTA連動観光体験事業者等応援事業

- ・OTA（オンライントラベルエージェント：インターネットのみで取引を行う旅行会社）と連携し、名護市内観光体験施設への専用割引助成商品の展開（販売：特集ページの設定）
- ・体験助成額は1人当たり5,000円の3,000名分
- ・体験対象者は県内外の利用者（名護市民も対象）
- ・利用者は専用商品を予約することで、割引適用後の体験料金にて利用

【利用者はPCR検査陰性証明（利用3日前から直前にかけて）の提示。又は、新型コロナウイルスワクチンを2回接種し、2回目の接種から出発日前日までに14日以上（アストラゼネカは15日以上）経過した上での証明の提示を必ず行うことが利用条件※PCR検査、ワクチン接種並びに各項目の証明に係る費用は利用者負担】

- ・体験事業者はOTAから設定料金満額受領（但し、販売手数料分は差引）
- ・OTAは名護市観光協会に割引助成設定金額を請求
- ・体験対象期間：令和3年11月1日～令和4年2月28日
- ・**体験商品対象事業者**

① 名護市内に登記又は事務所を構える体験事業者

② 名護市内にある、観光施設（定義は下記参照）

観光旅行者利用に供される施設のうち遊園地、動物園、スキー場その他の遊戯、観賞又は運動のための施設であって政令で定めるもの（その施設が観光旅行者の利用に供される宿泊施設に附帯して設けられている場合にあつては、当該施設及び宿泊施設）をいう

※観光施設財団抵当法より抜粋（第二条）但し、本事業においてゴルフ場は対象外とする

③ 名護市内に登記又は事務所を構える旅客自動車運送事業者

④ 名護市内にある、住宅宿泊事業法（民泊新法）による登録事業者

※且つ、客室にトイレ、風呂が完備されている施設

- ⑤ 上記各事業者において「沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー（RICCA）」（シーサーステッカー・RICCA QRコード付き）を取得している施設
- ⑥ 支援事業で展開するOTA（指定事業者）の施設加盟登録が前提（必須条件）
但し、体験対象事業者①～⑥の項目に該当しても、以下の事業者及び個人事業主は除く
 - 1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号、第5号及び同条第5項に該当する営業を行うもの
 - 2）特定の宗教・政治団体と係る場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの
 - 3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

・助成金額（下記4種の割引クーポンを設定）

- ① 5,000円（1名以上利用）
- ② 10,000円（2名以上利用）
- ③ 15,000円（3名以上利用）
- ④ 20,000円（4名以上利用）

- ・1回の予約につき、1種類のみでの割引クーポンの適用
- ・5名以上での割引設定は無
- ・本事業においては大人のみ適用
- ・利用者はOTAサイトから上記割引分を差し引いた金額で精算（事前又は現地）
- ・助成金が上限に到達した場合、期間中であってもその時点で助成金適用は終了となります。
- ・感染拡大により、県（又は市）が外出や往來の自粛要請を行った場合及び外出の抑制の注意喚起を行った場合における該当地域及び期間においては事業を一時停止致します。

※期間中でも事業停止前に予約済の利用者は対象とする。

・体験商品の条件

- ① 県内外の利用者が名護市内外での体験を利用する商品
- ② 販売する体験商品に主催事業者以外のサービスを組み込む場合、各業界の新型コロナウイルス対応ガイドラインに従い、適切な感染防止対策を取るとともに、「沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー（RICCA）」（シーサーステッカー・RICCA QRコード付き）を取得しているサービス提供事業者であることを確認し、選定すること。
- ③ 体験価格は客単価税込5,001円以上での設定

・助成の対象外となる体験商品

- ① 換金性の高い金券（QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）を組み込んだ体験商品
- ② 元の体験料金を大幅に上回るような体験商品
- ③ 助成金額（1人当たり5,000円）を下回る体験料金の商品
- ④ 客室を利用する体験商品の場合、客室1室あたり、複数の予約者が利用する体験商品
※客室1室において、同一の家族・グループのみでの利用とする
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症予防対策を目的としたガイドライン等に基づく適切な感染症予防

対策が徹底されていない体験商品

- ⑥ 沖縄県が実施する「沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー (RICCA)」(シーサーステッカー・R I C C A Q Rコード付き) を取得していない施設、事業者のサービスを組み込んだ体験商品
- ⑦ 予約はされたが、キャンセルされた場合(無断の場合も含む)
- ⑧ その他運営事務局が不相当と認めるもの

・参画事業者の責務

- ① 本事業における運営事務局(観光協会)且つOTAからの実績報告(事業所名、利用件数、利用人数、販売金額等)の協力を妨げないこと。
- ② 利用者に対し、PCR検査陰性証明又は新型コロナワクチン2回接種証明の確認を行うこと。
- ③ 事業者が要領の規定に違反する行為が認められた場合は、事業の登録を取り消し及び損害賠償を請求することがある。

3. 事業加盟施設登録

※OTA(指定事業者)に加盟済の施設は、事業申請後、OTAから商品設定の依頼がある。

・施設登録募集開始期日

令和3年10月4日(月)～令和3年12月24日(金)

・加盟料

無料(但し、申請書類準備等に係る費用は事業者負担)

・加盟店舗登録申請

申請書類

1) 運営事務局(観光協会)に提出(下記書類①は本事業専用HPよりダウンロード)

① 登録申請書・誓約書 7515キャンペーン事業者HP <https://www.7515.jp/jigyousya>

② 「沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー (RICCA)」
(シーサーステッカー・R I C C A Q Rコード付き)の写し

沖縄県感染防止対策徹底宣言(新型コロナ対策パーソナルサポート:RICCA)HP
<https://okinawa.l-channel.net/shop>

2) OTAに提出(指定事業者未加盟事業者のみ/事業受付開始前からの登録申請可能)

③OTA(指定事業者:じゃらんnet)にご確認下さい

<https://www.jalan.net/activity/inquiry/>

・申請方法

申請資料(①・②)は運営事務局(名護市観光協会)にメールにて提出すること

申請資料(③)はOTAに提出すること

・運営事務局連絡先

名護市観光産業支援事業運営事務局(名護市観光協会内)

名護市大中1-19-24 名護市産業支援センター1階

TEL:0980-53-7755

Mail: 7515nagoiko@gmail.com

※平日の10時～17時にて対応

※土日祝、年末年始（12/29～1/3）は休み

4. フローチャート

●観光体験事業者等応援事業

